

4. 町会長は、総会又は役員会を招集するときは、会員又は役員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、町会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

2. 役員会の議長は、町会長がこれに当たる。

(定足数)

第 23 条 会議は、総会においては総会員、役員会においては役員現在数のそれぞれ2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 24 条 総会の議事は、この規約に特別の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数をもって決する。

2. 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。
3. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第 25 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ・ 会議の日時及び場所
 - ・ 会員又は役員の現在数
 - ・ 会議に出席した会員の数又は、役員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - ・ 議決事項
 - ・ 議事の経過の概要及びその結果
 - ・ 議事録署名人の選出に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 組 織

(部 制)

第 27 条 この会に次の部を置く。

- ・ 体育部
- ・ 衛生部
- ・ 防犯部